

## 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和元年8月16日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 新発田舟入ショッピングセンター

所在地 新発田市舟入町3丁目651 外

設置者 株式会社ウオロク 他2者

### 2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、駐車場を利用をすることができる時間帯）に関する届出

公告日 平成31年2月19日

### 3 意見の概要

#### (1) 新発田市からの意見の概要

意見なし

#### (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

### 4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

### 5 縦覧期間

令和元年8月16日から令和元年9月16日まで